

戸籍届書の記載事項証明書の交付請求について

1 請求ができる方

市町村役場に提出された出生、婚姻、死亡等の各種の戸籍届書は、おおむね1か月間本籍地の市町村役場で保管された後に、その市町村を管轄する法務局（又はその支局）に送付されることとされています。

この戸籍届書は、その性質上原則として非公開とされていますが、一定の「利害関係人」の方は、「特別の事由」がある場合に限って、その書類に記載した事項について証明書を請求することができるとされています（戸籍法第48条第2項）。

なお、「利害関係人」とは、届出事件本人、届出人及び届出事件本人の親族などをいい、「特別な事由」とは、例えば、国民・厚生・共済遺族年金請求や簡易生命保険で100万円を超える死亡保険金請求など、法令により届書の記載事項証明書の提出が義務付けられている場合や、離婚など身分行為の無効確認の裁判のために届書の記載事項を確認する必要がある場合などをいいます。

2 請求方法

届書の記載事項証明書の請求は、窓口請求、郵送請求のいずれでもできます。法務局（又はその支局）へ請求される場合、手数料は無料です。

【必要な書類】

- (1) [請求書（書式はクリックしてください）](#)
- (2) 利害関係があることの確認書類（例：親族関係等が分かる戸籍謄本等）
- (3) 請求者本人であることの確認書類（例：運転免許証、健康保険証等）
- (4) (代理申請の場合のみ) [委任状（書式はクリックしてください）](#)

このほかに、特別な事由について確認できる書面等が必要となる場合がありますので、事前に請求窓口となる法務局（下記3を参照してください）へお尋ねください。

また、郵送請求の場合は、返信用封筒（宛名を書いて切手を貼ったもの）が必要となります。

3 請求窓口

本籍地を管轄する法務局（又はその支局）となります。

なお、鳥取県内の本籍地（市町村）を管轄する法務局については、以下の一覧表を御覧ください。

本籍地（市町村名）	届書の送付先（法務局）
鳥取市、岩美町、八頭町、智頭町、若桜町	鳥取地方法務局戸籍課（本局） TEL 0857-22-2260
倉吉市、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、三朝町	倉吉支局総務課 TEL 0858-22-4108
米子市、境港市、大山町、日吉津村、伯耆町、南部町、日野町、日南町、江府町	米子支局総務課 TEL 0859-22-6161